

■ 組織・業務全般の検討について

(地方独立行政法人法)

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

⇒法律の趣旨：法人が都の政策実施機関として、効率的かつ効果的な業務運営を目的としていることから、公的資金を投入し、法律上の特別の地位を与えた上で業務を行わせる必要があるのか、組織形態は適切なものとなっているかなどを定期的に点検するとの趣旨。

構成：第三期中期目標期間実績（見込み）評価⇒法人の業務及び組織の必要性・有効性の検討⇒結論及び第四期に向けた法人のあり方

第1 第三期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価

(1) 全体評価の概要

第三期中期計画の4年目までの実施状況から見て、「業務全体が優れた達成状況にある」⇒5段階評価のA

(2) 項目別評価の概要

24項目を5段階で評価しており、各項目の評定数は以下のとおりであり、S評価は「基盤研究」と「3Dものづくりセクター」。
組織運営に関する項目もB以上の評価

	S	A	B	C	D
評定数	2	13	9	0	0

■ 基盤研究

- ・第三期中期計画目標値の累計100件を越える133件の研究を実施
- ・所管部長の権限強化をはじめとした基盤研究制度改革を実行
⇒様々な制度改革により基盤研究の量的・質的向上に取り組み、実績を上げていることは高く評価

■ 3Dものづくりセクター

- ・第三期中期計画目標値の年間21,100件を越える平均28,000件の支援を実施
- ・3D技術やリバースエンジニアリング技術の活用により、中小企業の製品化プロセスの短縮に寄与
⇒中期計画目標値を大幅に越える高い支援実績を高く評価

(3) 第四期中期目標期間の事業運営に向けた主な意見

- ・第三期の成果をもとにした、法人が強みとする確かな技術力を活かした、中小企業の製品開発につながる支援の展開が望まれる。
- ・社会経済環境の変化を的確に捉え、中小企業のニーズに基づき柔軟かつ大胆な施策を講じていくことを期待する。
- ・今後も前例にとらわれず、ICT技術を活用した支援の検討が望まれる。

第2 法人の業務及び組織の必要性・有効性について

1 法人の業務の必要性・有効性

法人の業務実績や利用状況調査等により検証

- ・法人の利用に関する調査（アウトカム評価報告書）によれば、法人の主要事業である「技術相談」「依頼試験」「機器利用」の利用が多く、利用者の目的達成度調査では、十分達成できたとある程度達成できたを合わせて、いずれに項目でも90%以上
- ・法人で実施している依頼試験等は民間検査機関等でも実施しているものも存在するが、以下の点で中小企業にとって有益
 - 低廉な料金設定や検査の信頼性
 - 試験データの解析結果に基づくアドバイスや機器の操作講習、製品開発に向けた技術課題の解決などのきめ細かい技術支援
 - 中小企業での導入が困難な、多額の設備投資を要する試験施設や最新の分析・加工機器を利用可能

⇒激変する社会情勢に対応し、中小企業の新製品・新技術解決を促進するための支援機関として、重要な存在

2 法人の組織の必要性・有効性

都内各地域の産業特性や社会情勢を踏まえ検証

- ・東京都内各地域の産業特性に合わせた支所の配置を実施
 - 多摩テクノプラザ、城東支所、墨田支所、城南支所
- ・社会情勢を踏まえた支援拠点を整備
 - グローバル化：タイ王国に「バンコク支所」を設置
 - 先端技術対応：テレコムセンターに「ロボット産業支援プラザ」「IoT支援サイト」を設置

⇒現状の組織構成は効果的な支援体制であるが、今後も社会情勢や産業動向の変化等によって、支援拠点の拡充や見直し等を行う場合は、その必要性や妥当性等を踏まえて判断していく必要がある

3 地方独立行政法人の運営形態の適切性

地方独立行政法人制度の観点から検証

- ・中小企業のニーズ等を基にPDCAサイクルを回し、予算や利用料金の柔軟な設定など独法制度のメリットを生かした実効性高い事業実施
- ・収支予算を柔軟に執行できる独法制度を活かした経営努力の実施により、自己収入は第三期平均で1,153百万円となるなど財政の健全性を確保

⇒法人は今後も地方独立行政法人の運営形態をとることが適当

第3 第三期中期期間の総括と今後の法人のあり方

1 所要の措置の必要性

法人の業務内容、組織構成、運営形態について、総体として適切かつ妥当なものと判断され、所要の措置を講ずる必要性は認められない

2 第四期中期目標期間に期待される取組

東京都が策定する第四期中期目標に基づき着実に業務運営を行うとともに、ICT技術への対応など、今後とも社会経済情勢の変化に機動的に対応し、より高い業務実績を目指すことが期待される